

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月5日（平成28年（行情）諮問第76号）

答申日：平成28年5月11日（平成28年度（行情）答申第41号）

事件名：安全保障法制整備に関する与党協議会に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『安全保障法制整備に関する与党協議会』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は2015年5月1日ないし同月14日までにつづられたもの）。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる11文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年7月17日付け情報公開第01089号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、他にも文書が存在するものと思われる。

2 異議申立ての理由

本件に関わるテーマの重要性を鑑みると、更に文書が存在するものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求『安全保障法制整備に関する与党協議会』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は2015年5月1日ないし同月14日までにつづられたもの）。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」に対し、11文書を特定し、その全てを開示する原処分を行った。

（2）本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、文書1ないし文書11である。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分に対し、「本件に関わるテーマの重要性を鑑みると、更に文書が存在するものと思われる。」と主張している。

しかしながら、外務省は、異議申立人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討した上、特定しており、文書の特定に漏れはなく、異議申立人の主張は当たらない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

本件異議申立てを受け、パソコン上のファイルや書架等を再度探索した結果、5月11日及び同月14日の与党協議会において取得した与党協議会の各会合の議事次第を特定し、平成28年3月25日付けで追加決定を行った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 平成28年2月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月11日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ④ 同月15日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『安全保障法制整備に関する与党協議会（以下「与党協議会」という。）』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（期間は2015年5月1日ないし同月14日までにつづられたもの）」の開示を求めるものである。

異議申立人は、本件対象文書以外にも文書が存在する旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 与党協議会は、与党関係者が、政府が国会への提出を予定していた平和安全法制の内容について、政府側から説明を聴取し、与党としての対応を検討するために開催されたものであり、与党主催の会合である。

イ 平成27年5月1日ないし14日までの間に与党側の求めに応じ外

務省が出席した与党協議会は同月11日及び同月14日の計2回であり、11日に開催された与党協議会において取得した文書を本件対象文書として特定した。

ウ 本件異議申立てを受け、パソコン上のファイルや書架等を再度探索した結果、当該2回の与党協議会において取得した与党協議会の各会合の議事次第（以下「追加開示文書」という。）を特定し、平成28年3月25日付けで追加決定を行ったが、本件対象文書と追加開示文書以外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

エ なお、5月14日の与党協議会は議事次第以外に配布された文書はなく、保有している文書はない。

(2) 諮問庁から本件対象文書及び追加開示文書の提示を受けて確認したところ、いずれも与党協議会に関するものであり、本件請求文書に該当すると認められる。また、5月11日及び同月14日の与党協議会の議事次第を確認したところ、政府側の説明が予定されていたのは5月11日の同会合のみであったことが見受けられ、本件対象文書及び追加開示文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然・不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において本件対象文書及び追加開示文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 「平和安全法制」の概要
- 文書 2 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱
- 文書 3 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
- 文書 4 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 新旧対照表
- 文書 5 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 参照条文
- 文書 6 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案要綱
- 文書 7 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- 文書 8 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案 参照条文
- 文書 9 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」 平成 27 年 5 月 14 日閣議決定
- 文書 10 「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」 平成 27 年 5 月 14 日閣議決定
- 文書 11 「公海上で我が国の民間先般に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」 平成 27 年 5 月 14 日閣議決定